

# 定額減税について（特別徴収における令和6年度の取扱い）

## 【事業者の皆様へ：徴収の開始時期についてのお知らせ】

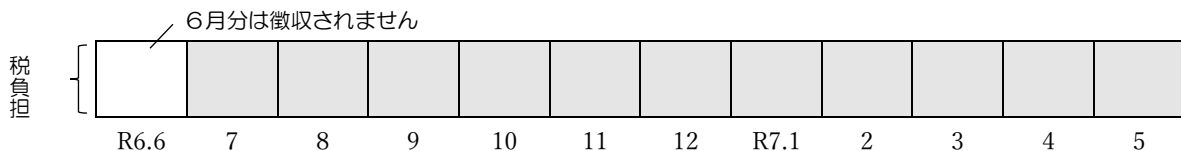
・通知は定額減税適用後でお送りしておりますので、「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」（茶色印刷）の記載のとおり徴収をお願いいたします。

・「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」（青色印刷）を給与支払者から納税義務者（給与受給者）へ交付していただく時期に変更はありません。（※5月31日までに交付をお願いいたします）

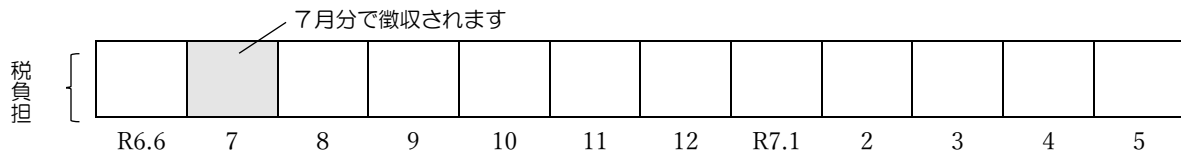
・特別徴収の開始について、定額減税対象者は7月から、定額減税対象外の場合は通常通り6月からとなります。

### ●定額減税対象者 ※特別徴収の開始は7月から

定額減税後の税額を11か月に分割して徴収



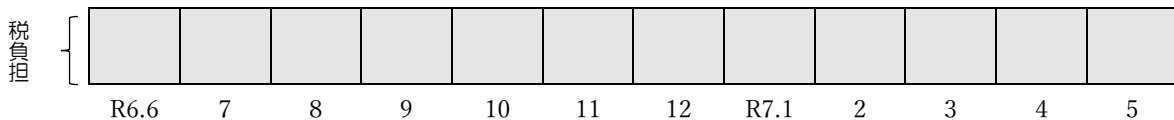
定額減税後の税額が均等割のみの場合は7月で徴収



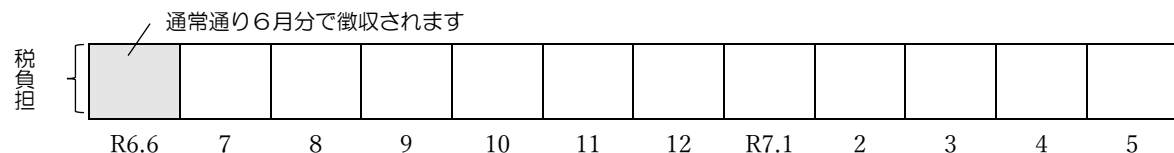
### ●定額減税の対象外 ※特別徴収の開始は6月から

通常どおり12か月に分割して徴収

6月分から徴収されます



均等割のみの場合は6月で徴収



## 【納税義務者の皆様へ】

・定額減税について、対象となっている方は5月下旬に配布される「給与所得等に係る市民税・道民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」（青色印刷）の摘要欄に内容を記載しております。（合計所得金額が1,805万円以上等、対象とならない場合は6月から特別徴収が開始となります。）

※定額減税を十分に受けられないと見込まれる方への調整給付については、詳細が決まり次第、市政はこだてやホームページ等でお知らせがありますのでお待ちください。

摘要欄の見方等についてはこちら→

